『有料公園施設』

(名称·位置·使用料)

(名称·位直·使用科) 名称		位置	使用料			
			区分		単位	料金
沼田公園	売店	西倉内町650番地			許可の都度市長が定める。	
運動公園	野球場	硯田町626番地	1面		1時間	330円
	陸上競技場				1時間	330円
	補助競技場				1時間	220円
	市民プール]	使用券	一般	10	440円
				中学生	10	220円
				小学生	10	110円
			回数券	一般	11枚つづり	4,400円
				中学生	11枚つづり	2,200円
				小学生	11枚つづり	1,100円
			更衣用ロッカー		1回 100円	
	売店				許可の都度市長が定める。	
利南運動公園	野球場	沼須町407番地	1面		午前9時から正午まで	2,310円
					午後1時から午後5時まで	3,080円
					午後5時から午後7時まで	1,540円
					午前9時から午後5時まで	6,160円
			放送設備		午前9時から正午まで	660円
					午後1時から午後5時まで	880円
					午前9時から午後5時まで	1,760円
			スコアボード		午前9時から正午まで	660円
					午後1時から午後5時まで	880円
					午前9時から午後5時まで	1,760円
	テニスコート		1面		午前9時から正午まで	1,320円
					正午から午後3時まで	1,320円
					午後3時から午後5時まで	880円
					午後5時から午後7時まで	880円
					午後7時から午後9時まで	880円
			本部室(放)送設備)	午前9時から正午まで	660円
					正午から午後3時まで	660円
					午後3時から午後5時まで	440円
					午後5時から午後7時まで	440円
					午後7時から午後9時まで	440円
			夜間照明		午後5時から午後7時まで	660円
					午後7時から午後9時まで	660円

備考

- 1 市外の者が利用する場合の使用料は、倍額とする。
- 2 満65歳以上又は高校生以下の者が利南運動公園の野球場(放送設備及びスコアボードを除く。)及びテニスコート (本部室(放送設備)及び夜間照明を除く。)を利用する場合における使用料の額は、使用料の2分の1の額(当該額に 10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 沼田小学校講堂記念体育館及び沼田武道場を利用する場合は、沼田市社会体育施設設置及び管理条例の定めるところによる。